

平成27年度

人事委員会年報

岡山県人事委員会

# 目 次

第1章 人事委員会関係	1
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の組織と権限	2
3 人事委員会の委員	3
4 人事委員会の運営	3
(1) 平成27年度 人事委員会開催状況	3
(2) 平成27年度 人事委員会議事一覧表	4
第2章 事務局の組織及び分掌事務等	11
1 事務局の組織	12
2 事務局職員の定数及び現員	12
3 事務局の事務分掌	12
4 事務局職員一覧表	13
5 人事委員会規則の制定改廃状況	14
6 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況	16
7 平成27年度の予算の状況	17
第3章 任用関係業務	18
1 採用試験	19
(1) 実施日程	19
(2) 受験資格及び試験方法	20
(3) 特徴と受験者の確保	21
(4) 平成27年度 試験概要	22
(5) 採用試験実施結果一覧	24
2 採用及び昇任の選考結果	26
第4章 給与関係業務	27
1 職員給与の実態	28
(1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成	28
(2) 給料表別の平均給与月額等	29
2 民間給与の調査	30
(1) 調査事業所	30
(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	30
(3) 諸手当の支給状況	31
3 職員の給与に関する報告及び勧告	32
(1) 職員給与と民間給与との較差	32
(2) 報告(むすび)	32
(3) 勧告	38
4 勧告実施の状況	39

第5章 勤務条件関係等業務	4 3
1 勤務条件	4 4
2 服務	4 4
3 その他	4 4
第6章 公平審査関係業務	4 5
1 勤務条件に関する措置要求	4 6
(1) 平成27年度において判定したもの	4 6
(2) 平成27年度において審査したもの	4 6
(3) 平成27年度において却下したもの	4 6
(4) 平成27年度において取下げのあったもの	4 6
2 不利益処分に関する不服申立て	4 6
(1) 平成27年度において裁決したもの	4 6
(2) 平成27年度において審査したもの	4 7
(3) 平成27年度において却下したもの	4 7
(4) 平成27年度において取下げのあったもの	4 7
(5) 平成27年度において打ち切ったもの	4 7
3 苦情処理	4 8
4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧	4 8
第7章 職員団体関係業務	4 9
1 職員団体の登録	5 0
(1) 県関係	5 0
(2) 受託地方公共団体関係	5 0
2 管理職員等の範囲の指定	5 1
(1) 県関係	5 1
(2) 受託地方公共団体関係	5 2
第8章 労働基準監督機関関係業務	5 4
1 労働基準監督機関職権行使者	5 5
2 労働基準法別表第1の事業区分	5 5
3 労働基準法に基づく諸届の受理等	5 5
4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等	5 5

# 第 1 章

## 人事委員会関係

# 第1章 人事委員会関係

## 1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の第7条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例(昭和26年6月11日条例第34号)により設置された。

## 2 人事委員会の組織と権限

### (1) 組織

人事委員会は3人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会が合議制の機関とされるのは、その職務が、勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分の不服申立てに対する裁決等に典型的に現れるように、中立かつ公平さを要求されることによるものである。

### (2) 権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条に規定されており、これを機能的に大別すると次のとおりである。

行政 権 限	人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
	給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に意見を申し出ること。
	人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
	職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
	職員の給与が、地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保する準司法的権限のために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
	職員の苦情を処理すること。
準立法的 権限	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表の計画立案、給料表の報告、勧告、職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）。
	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し人事委員会規則を制定すること。
準司法的 権限	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置をとること。
	職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
	学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

### 3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とされる。

職・氏名	就任年月日	任期	備考
委員長 森 義郎	平成23年10月 6日	平成31年10月 5日	2期目 平成26年10月13日から委員長
委員長職務代理者 佐藤 園	平成18年 7月16日	平成30年 7月15日	3期目 平成18年8月10日から委員長職務代理者
委員 秋山 義信	平成26年10月13日	平成30年10月12日	1期目 平成26年10月13日から労働基準監督機関職権行使者

### 4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員長は委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員が職務を代理する。委員会の会議は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができないが、公務の運営等に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっており、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が召集する。会議は、原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開とすることができる。議事は、議事録として記録しておかなければならない。

#### (1) 平成27年度 人事委員会開催状況

区 分	平成27年度
会 議	27回
議 案	114件
報 告 事 項	36件
そ の 他	18件

#### (2) 平成27年度 人事委員会議事一覧表 (資料1) のとおり

(資料1)

## 平成27年度人事委員会議事一覧表

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
4/14 (火)	1	議第1号 議第2号 議第3号 議第4号 議第5号 議第6号  報告事項	平成26年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成26年第7号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成27年度岡山県職員A採用試験の実施について 平成27年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施について 平成27年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験問題の決定について 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について  (1) 平成25年第2号不服申立事案に係る書証認否書等の受理について (2) 平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る再反論書等の受理について (3) 平成26年度苦情相談(下半期)の処理状況について (4) 平成27年職種別民間給与実態調査の実施について
5/19 (火)	2	議第7号 議第8号 議第9号 議第10号 議第11号 議第12号 報告事項	平成26年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成25年第2号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成26年第4号不服申立事案に係る口頭審理の開催について 勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について 平成27年度岡山県職員A採用試験第一次試験問題の決定について 平成27年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験問題の決定について (1) 平成27年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験の実施状況について (2) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について (3) 岡山県公務共闘会議からの要請書受取の概要について
5/25 (月)	3	議第13号 議第14号 議第15号 議第16号	平成26年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成25年第2号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成27年度岡山県職員A採用試験第一次試験問題の決定について 平成27年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験問題の決定について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
6 / 9 (火)	4	議第17号 議第18号 議第19号 議第20号 議第21号 議第22号	平成25年第2号不服申立事案に係る裁決書(案)について 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 条例案に対する人事委員会の意見について 平成27年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成27年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について 平成27年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験の実施について
7 / 14 (火)	5	議第23号 議第24号 議第25号 議第26号 議第27号 議第28号 報告事項	平成26年第4号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成27年度岡山県職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成27年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成27年度岡山県職員A採用試験論文試験の課題の決定について 平成27年度岡山県職員A採用試験口述試験の集団討論の課題の決定について 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について (1) 平成26年第5・6号不服申立事案に係る証拠調申請書等の受理について (2) 平成27年職種別民間給与実態調査の実施状況について (3) 自治労岡山県本部からの要請書受取の概要について
7 / 28 (火)	6	議第29号 議第30号 議第31号	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成27年度第1回岡山県警察官A採用試験に係る平成27年10月1日採用最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成27年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験の実施について
8 / 12 (水)	7	議第32号 議第33号	平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る準備手続の開催について 本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案について



月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		報告事項	(1) 職員の採用の選考について
8/31 (月)	8	議第34号 議第35号 議第36号 議第37号 議第38号 議第39号 議第40号 報告事項	本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案について 職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成27年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成27年度岡山県警察行政職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成27年度第1回岡山県警察官A採用試験に係る平成28年4月1日採用最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成27年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次試験問題の決定について 平成27年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験第一次試験問題の決定について (1) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要について
9/8 (火)	9	議第41号 議第42号 報告事項	平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る準備手続進行要領等について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 解雇予告の除外認定について (2) 中国地方人事委員会協議会次長・給与主管課長会議の概要について
9/14 (月)	10	議第43号 議第44号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成27年度岡山県職員A採用試験の実施について (1) 平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る書証認否書等の受理について
9/17 (木)	11	議第45号 議第46号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成27年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験の試験問題の決定について (1) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
			<p>(2) 岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議及び岡山県労働組合会議からの要請書受取の概要について</p> <p>(3) 公益社団法人岡山県獣医師会及び公益社団法人日本獣医師会から提出があった要請書について</p>
9/25 (金)	12	議第47号 議第48号 報告事項	<p>職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>職員の採用の選考について</p> <p>(1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について</p>
9/29 (火)	13	議第49号 報告事項	<p>職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(1) 平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る証拠調申請書等の受理について</p> <p>(2) 岡山県職員共闘会議との委員会見の概要について</p>
10/6 (金)	14	議第50号 議第51号	<p>委員長の選任について</p> <p>委員長職務代理者の指定について</p>
10/13 (火)	15	議第52号 議第53号 議第54号 議第55号 報告事項	<p>平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る第2回準備手続の開催について</p> <p>平成27年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次合格者の決定について</p> <p>平成27年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験第一次合格者の決定について</p> <p>平成27年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験作文試験の課題の決定について</p> <p>(1) 平成27年度(上半期)苦情相談の処理状況について</p> <p>(2) 平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る証拠調申請書の受理について</p> <p>(3) 都道府県人事委員会の報告・勧告の状況について</p>

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
10/27 (火)	16	議第56号 議第57号 議第58号 報告事項	平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る第2回準備手続の開催について 平成26年第2号不服申立事案に係る書証の認否について 平成27年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験第一次試験合格者の決定について (1) 都道府県人事委員会の報告・勧告の状況について
11/17 (火)	17	議第59号 議第60号 議第61号 議第62号 議第63号 議第64号 議第65号	平成26年第2号不服申立事案に係る準備手続の開催について 平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る口頭審理の開催について 勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について 平成27年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成27年度岡山県職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成27年度岡山県職員A採用試験論文試験の課題の決定について 平成27年度岡山県職員A採用試験口述試験の集団討論の課題の決定について
11/30 (月)	18	議第66号 議第67号	平成26年第2号不服申立事案に係る準備手続の開催について 平成27年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
12/8 (火)	19	議第68号 議第69号 議第70号 議第71号 議第72号 報告事項	平成26年第2号不服申立事案に係る準備手続の開催について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 職員団体の登録取消しに係る聴聞の実施について 平成27年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成27年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (1) 平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る取下書の受理について (2) 県警察本部職員の措置要求について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
1 / 12 (火)	20	議第73号 議第74号 議第75号 議第76号 報告事項	平成26年第2号不服申立事案に係る口頭審理の開催について 勤務条件に関する措置要求の却下について 矢掛町職員組合の登録取消しの決定について 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について (1) 口頭審理の期日指定に関する申立てについて (2) 平成27年度勤務条件等実態調査について
1 / 26 (火)	21	議第77号 議第78号 報告事項	平成26年第2号不服申立事案に係る口頭審理の開催について 平成28年度岡山県職員等採用試験実施計画について (1) 自己啓発等休業に係る退職手当の取扱いの承認について
2 / 9 (火)	22	議第79号	平成28年度第1回岡山県警察官A採用試験の実施について
2 / 23 (火)	23	議第80号 議第81号 議第82号 議第83号 議第84号 報告事項	条例案に対する人事委員会の意見について 職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正について 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について 職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について (1) 解雇予告の除外認定について (2) 給料表の号給増設及び初任給の改正依頼の受理について
2 / 29 (月)	24	議第85号 議第86号 議第87号 議第88号 議第89号 議第90号 報告事項	職員の退職管理に関する規則等の制定について 条例案に対する人事委員会の意見について 岡山県職員給与条例等の改正等に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について 県費負担教職員の給与に関する規則の一部改正について 寒冷地手当に関する規則の一部改正について 職員の昇任及び採用の選考について (1) 自治労岡山県本部からの要請書受取の概要について

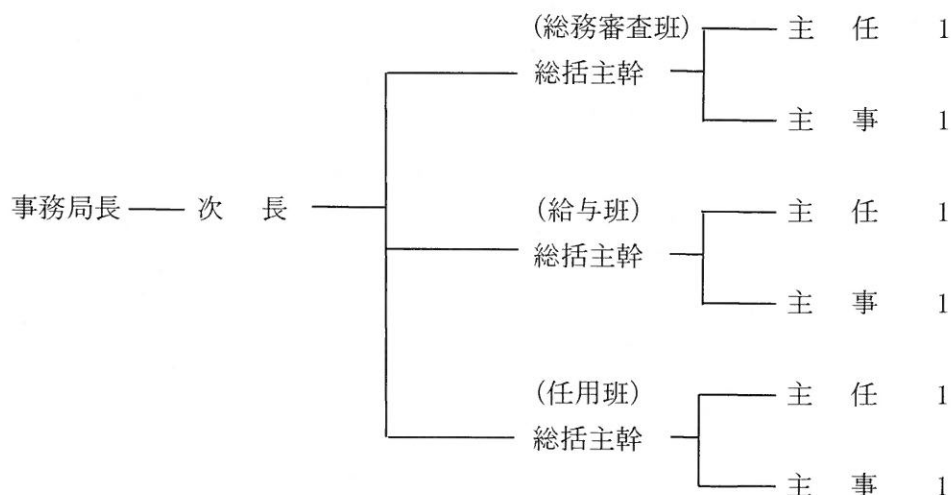
月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
3 / 1 5 (火)	25	議第91号 議第92号 議第93号 議第94号 議第95号 議第96号 議第97号 報告事項	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 平成26年第2号不服申立事案に係る裁決書(案)について 勤勉手当の成績率等に関する再協議及び回答について 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部改正について 管理職手当に関する規則第2条ただし書に規定する職等の指定の一部改正について 職員の任用に関する規則等の一部改正について 県職員採用試験実施基準等の一部改正について (1) 自己啓発等休業期間に係る退職手当の取扱いの承認について (2) 高教組からの要請書受取の概要について
3 / 1 8 (金)	26	議第98号 議第99号 議第100号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 職員の昇任の選考について
3 / 2 2 (火)	27	議第101号 議第102号 議第103号 議第104号 議第105号 議第106号 議第107号 議第108号 議第109号 議第110号 議第111号 議第112号 議第113号 議第114号 報告事項	平成28年4月1日人事異動に伴う協議について 平成28年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について 選考基準の一部改正について 職員の昇任及び採用の選考について 任期付職員の採用の承認について 岡山県人事委員会事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の制定について 岡山県人事委員会事務局組織に関する規則等の一部改正について 職員の退職管理に関する規則等の制定について 平成26年第2号不服申立事案に係る裁決書(案)について 職制改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正について 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 通勤手当(新幹線鉄道等利用)に係る人事委員会の承認について 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条第3項に規定する昇格に関する基準について (1) 岡山県職員共闘会議からの要求書受取の概要について

## 第 2 章

### 事務局の組織及び分掌事務等

## 第2章 事務局の組織及び分掌事務等

### 1 事務局の組織



### 2 事務局職員の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 11人

人事委員会事務局の職員現員 11人

[岡山県職員等定数条例第2条6号]

### 3 事務局の事務分掌

班	事 務 分 掌
総 務 審 査 班	1 事務局の事務の総合調整に関する事
	2 人事委員会の会議及び議事に関する事
	3 事務局職員の任免その他人事に関する事
	4 事務局職員の福利厚生に関する事
	5 公印の管守並びに文書及び物件の收受・発送及び保管に関する事
	6 予算経理及び物品出納に関する事
	7 不利益処分の不服申立てに関する事
	8 勤務条件に関する措置の要求に関する事
	9 分限・懲戒及び服務の手續に関する事
	10 勤務時間その他の勤務条件に関する事
	11 労働基準監督に関する事
	12 職員団体に関する事
	13 退職手当審査会に関する事
給 与 班	1 給与等に関する報告及び勧告に関する事
	2 民間給与実態調査に関する事
	3 職員給与実態調査に関する事
	4 給料表に関する事
	5 諸手当その他給与制度に関する事
	6 初任給・昇格・昇給等に関する事
	7 給与支払いの監理に関する事

任用班	1	採用試験に関すること
	2	選考に関すること
	3	臨時的任用に関すること

#### 4 事務局職員一覧表(平成27年4月1日現在)

所 属	職 名	氏 名	備 考
	局 長	山 本 哲 也	
	次 長	高 美 宏 之	
総務審査班	総括主幹	辻 和 之	
	主 任	川 島 正 己	
	主 事	松 島 久 美 子	
給 与 班	総括主幹	吉 田 克 己	
	主 任	星 島 啓 吾	
	主 事	星 野 麻 莉 渚	
任 用 班	総括主幹	鈴 木 恵 子	
	主 任	宮 本 明 幸	
	主 事	宇 都 宮 大 樹	

#### 5 人事委員会規則の制定改廃状況

(資料2)のとおり

#### 6 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

(資料3)のとおり

#### 7 平成27年度の予算の状況

(資料4)のとおり



(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則番号	公布年月日	規則名	内容	施行年月日 (適用年月日)
21	H27.6.23	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係市町における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。	H27.6.23
22	H27.7.17	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	給料の調整額、月額で定められている特殊勤務手当等との併給を可能とするともに、その他の規定の整備を行う。	H27.7.24
23	H27.12.18	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	特別休暇(健康支援休暇のうち、不妊・不育治療のための休暇)の拡充のため、所要の改正を行う。	H28.1.1
1	H28.3.4	職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。	H28.4.1
2	H28.3.4	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	児童福祉法等の改正に伴い、所要の改正を行う。	H28.3.4
3	H28.3.4	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。	H28.4.1
4	H28.3.4	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。	H28.4.1
5	H28.3.22	職員の退職管理に関する規則	職員の退職管理に関する条例の制定に合わせ、同条例の施行に必要な規則を制定する。	H28.4.1
6	H28.3.22	岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	へき地学校等及び特別の地域に所在する学校等の指定の見直しを行う。	H28.4.1
7	H28.3.22	寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	支給地域以外の地域に所在する公署の見直しを行う。	H28.4.1
8	H28.3.22	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正により、等級別基準職務表が条例化されたことに伴い、等級別職務区分表を規定するほか、所要の改正を行う。	H28.4.1
9	H28.3.22	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	「職務の級」を「等級」に改正する。	H28.4.1
10	H28.3.22	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医師の処遇を確保する観点から、支給月額を改正する。	H27.4.1
11	H28.3.22	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	各支給地域及び経過措置期間について、所要の改正を行う。	H27.4.1 H28.3.22
12	H28.3.22	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	基礎額及び加算額の引上げの前倒しを行う。	H28.4.1
13	H28.3.22	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	H28.4.1

(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則番号	公布年月日	規則名	内容	施行年月日 (適用年月日)
14	H28.3.22	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	「職務の級」を「等級」に改正する。	H28.4.1
15	H28.3.25	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則	職員を派遣することができる公益的法人等について、所要の改正を行う。	H28.4.1
16	H28.3.29	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	昇任を選考で行う職を定め、これに伴う所要の改正を行う。	H28.4.1
17	H28.3.29	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	人事異動に伴い、等級別職務区分表を改正する。	H28.4.1
18	H28.3.29	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	H28.4.1
19	H28.3.29	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	獣医師の採用年齢の引上げに伴い、所要の改正を行う。	H28.4.1
20	H28.3.29	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である場合、当該期間を勤勉手当に係る勤務期間から除算しないこととする。	H28.4.1
21	H28.3.29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	H28.4.1
22	H28.3.29	岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。	H28.4.1

(資料3)

### 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

年月日	条 例 案	意 見
27.6.15	岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし
28.2.23	岡山県吏員恩給条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	異議なし
	職員の退職管理に関する条例	異議なし
	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議なし
28.3.2	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	適当であると認める

(資料4)

## 平成27年度の予算の状況

## 当初予算額事項別一覧表

(単位:千円)

分類	事項名	平成26年度 予算額	財源内訳		平成27年度 予算額	財源内訳		対前年比 (%)	説明
			特定	一般		特定	一般		
D.	人事委員会費	7,440		7,440	7,431		7,431	99.9	委員報酬等経費 (報酬額) 平成23年4月1日改定 委員長:日額 35,000円(条例単価) 月額 45,000円(条例単価) 委員:日額 30,000円(条例単価) 月額 35,000円(条例単価)
D	人事委員会事務局 運営費	14,881	466	14,415	17,712	468	17,244	119.0	人事委員会事務局運営費 17,244 受託公平委員会事務費 468 10市12町村38一部事務組合に係る 公平委員会の受託事務費(年額) 市 30千円/年 町村 9千円/年 町村 (職員数100人以上) 6千円/年 町村 (職員数100人未満) 2千円/年 一部事務組合
D	人事委員会事務局 職員費	92,443		92,443	92,716		92,716	100.3	人件費 11名分
	基準行政運営費 (事務局合計)	114,764	466	114,298	117,859	468	117,391	102.7	

# 第 3 章

## 任用關係業務

### 第3章 任用関係業務

#### 1 採用試験

(1) 実施日程

試験名	公示日	申込受付期間	第一次試験会場	第二次試験日	最終合格発表日
岡山県職員A採用試験	5月1日	5月8日 ～ 5月28日	6月28日 岡山大学 明治学院大学	8月1日 8月2日 ～ 8月6日 8月17日 ～ 8月21日	9月2日
岡山県職員A採用試験(追加)	9月16日	9月16日 ～ 10月14日	11月1日 岡山県自治研修所	11月28日 11月29日	12月9日
岡山県職員B採用試験	7月9日	7月16日 ～ 8月19日	9月27日 岡山大学	10月30日 10月31日 ～ 11月2日	11月18日
市町村立小・中学校事務職員採用試験	8月25日	8月25日 ～ 9月25日	10月18日 岡山県自治研修所	11月14日	12月2日
身体障害者対象の 岡山県職員 市町村立小・中学校事務職員採用試験	3月11日	3月11日 ～ 4月13日	5月10日 岡山朝日高校 5月9日、16日 岡山県警察学校	7月11日	7月29日
				8月8日 ～ 8月10日	9月2日
岡山県警察官等採用試験	5月1日	5月1日 ～ 5月28日	6月28日 岡山大学	8月22日	9月2日
	7月9日	7月9日 ～ 8月19日	9月20日 岡山大学 9月19日、21日 岡山県警察学校	11月20日 ～ 11月23日	12月9日
				11月20日 ～ 11月23日	12月9日
警察行政職員B	7月9日	7月9日 ～ 8月19日	9月20日 岡山大学	11月20日 ～ 11月23日	12月9日
警察行政職員(身体障害者対象)	8月25日	8月25日 ～ 9月25日	—	—	—

(2) 受験資格及び試験方法

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
県職員	<p>＜県職員A＞                      行政、衛生、農業、土木、林業、畜産、電気</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間30分</li> <li>・ 専門試験 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
	<p>＜県職員A(追加)＞                      土木</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間</li> <li>・ 専門試験 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
	<p>＜県職員B＞                      事務、土木</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間</li> <li>・ 専門試験 (県職員B土木のみ) 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
等	<p>市町村立小・中学校                      事務職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
	<p>身体障害者を対象とし、                      ・ 県職員立小・中学校                      ・ 市町村立事務職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
	<p>警察官(男性)採用                      平成27年10月採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間</li> <li>・ 専門試験 1時間30分</li> <li>・ 論文試験 3時間程度</li> <li>・ 適性検査 1</li> <li>・ 体力検査 1</li> <li>・ 資格加算点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口述試験 2</li> <li>・ 身体検査 2</li> </ul>
警察官等	<p>警察官(女性)採用                      平成27年10月採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> </ul>

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
警察官(男性)	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者...①	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>択文試験</li> <li>論理性検査</li> <li>適性検査</li> <li>身体検査</li> <li>資格加算</li> </ul> 2時間 1時間30分 3時間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> <li>身体検査</li> </ul>
警察官(女性)	同上	同上	同上
警察官(男性)	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記(①)に該当しない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>択文試験</li> <li>作文性検査</li> <li>適性検査</li> <li>身体検査</li> <li>資格加算</li> </ul> 2時間 1時間 3時間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> <li>身体検査</li> </ul>
警察官(女性)	同上	同上	同上
警察行政職員A	昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者...①	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>択文試験</li> <li>論理性検査</li> </ul> 2時間30分 1時間30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>
警察行政職員B	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記(①)に該当しない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>作文性検査</li> </ul> 2時間 1時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>
警察行政職員(身体障害者対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力で通勤ができ、介護者なしに職務遂行できる者で、次に掲げる全ての要件を満たす者</li> <li>昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者</li> <li>身体障害者手帳の交付を受けている者</li> <li>活字印刷文による出題に対応できる者</li> </ul> ① ② ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>作文性検査</li> </ul> 2時間 1時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>

(3) 特徴と受験者の確保  
 申込者は、官保 A (6月一次試験実施分) では対前年比約2%減、県職員 B については約10%増であった。  
 また、警察の確保に向けて、採用説明会を開催(5月、7月)するとともに、職種別の説明会等を開催した(2~3月)。  
 また、また、県外の説明会は東京(3月・岡山市と合同)に加え、新たに大阪(3月)でも開催した。



(4) 平成27年度試験概要

① (県職員関係等)

試験名	試験区分	採用	申込者	受験者	受験率	第一次	第二次	最終	競争率	採用者	
		予定者 (人)	(人)	(人)	(%)	合格者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	受験者/最終合格者 (倍)	(人)	
県職員A 公示 5月1日 一次 6月28日 一次合格発表: 7月15日 二次 8月1日 8月2日~6日 8月17日~21日 二次合格発表: 9月2日	行政	58	(166) 420	(110) 280	66.7	(65) 174	(60) 160	(36) 70	4.0	(30) 57	
	化学	2	(7) 30	(2) 16	53.3	(1) 8		2	8.0	1	
	衛生	5	(13) 21	(12) 20	95.2	(10) 16	(9) 14	(3) 5	4.0	(3) 5	
	農業	7	(18) 39	(15) 33	84.6	(7) 21	(6) 18	(4) 7	4.7	(4) 7	
	土木	5	(2) 19	(1) 9	47.4	6	5	3	3.0	3	
	農業土木	2	(1) 6	(1) 4	66.7	(1) 4	(1) 3	(1) 2	2.0	(1) 2	
	畜産	1	(2) 2	(2) 2	100.0	(1) 1	(1) 1	(1) 1	2.0	(1) 1	
	林業	3	(4) 12	(4) 10	83.3	(3) 8	(3) 8	(2) 3	3.3	(2) 3	
	建築	1	(1) 7	(1) 4	57.1	(1) 4	(1) 3	(1) 1	4.0	(1) 1	
	電気	4	14	9	64.3	5	5	4	2.3	4	
	計	88	(214) 570	(148) 387	67.9	(89) 247	(81) 224	(48) 98	3.9	(42) 84	
	県職員A (追加) 公示 9月16日 一次 11月1日 一次合格発表 11月18日 二次 11月28, 29日 二次合格発表 12月9日	土木	4	(1) 38	(1) 22	57.9	(1) 12		4	5.5	2
		計	4	(1) 38	(1) 22	57.9	(1) 12		4	5.5	2
県職員B 公示 7月9日 一次 9月27日 一次合格発表: 10月14日 二次: 10月30, 31日~11月2日 二次合格発表: 11月18日	事務	9	(26) 70	(20) 61	87.1	(9) 28	(9) 26	(4) 9	6.8	(2) 6	
	土木	1	(0) 5	(0) 4	80.0	2	1	1	4.0	1	
	計	10	(26) 75	(20) 65	86.7	(9) 30	(9) 27	(4) 10	6.5	(2) 7	
市町村立小・中学校事務 (県職員Bと同じ)	A	10	(234) 414	(135) 250	60.4	(11) 34	(9) 26	(7) 14	17.9	(5) 11	
	B	9	(46) 94	(45) 86	91.5	(19) 27	(18) 26	(10) 13	6.6	(6) 9	
	計	19	(280) 508	(180) 336	66.1	(30) 61	(27) 52	(17) 27	12.4	(11) 20	
身体障害者対象 公示 8月25日 一次 10月18日 一次合格発表: 10月28日 二次 11月14日 二次合格発表: 12月2日	県職員(事務)	4	(2) 14	(1) 12	85.7	(1) 12	(1) 12	(1) 4	3.0	3	
	小・中学校事務	2	(2) 13	(1) 11	84.6	(1) 11	(1) 11	3	3.7	0	
	計	6	(2) 14	(1) 12	85.7	(1) 12	(1) 12	(1) 7	1.7	3	
県職員等合計		127	(523) 1,205	(350) 822	68.2	(130) 362	(118) 324	(70) 146	5.6	(55) 116	

注: ( ) は、女性で内数 身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上

②(警察関係)

試験名	試験区分	採用	申込者	受験者	受験率	第一次	第二次	最終	競争率	採用者	
		予定者				合格者	受験者	合格者	※新卒/最終合格者		
		(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(倍)	(人)	
第1回警察官 公示 3月11日 一次 5月10日 5月9,16日 一次合格発表:6月10日 二次(10月採用):7月11日 二次合格発表(10月採用) 7月29日 二次(4月採用) 8月8日~10日 二次合格発表(4月採用) 9月2日	警察官A (男性)10月	21	105	67	63.8	50	48	18	3.7	15	
	警察官A (女性)10月	4	29	16	55.2	13	11	5	3.2	5	
	小計	25	134	83	61.9	63	59	23	3.6	20	
	警察官A (男性)4月	47	368	257	69.8	186	159	65	4.0	40	
	警察官A (女性)4月	8	112	64	57.1	44	39	12	5.3	7	
	小計	55	480	321	66.9	230	198	77	4.2	47	
	計		(141)	(80)		(57)	(50)	(17)		(12)	
	計	80	614	404	65.8	293	257	100	4.0	67	
	警察行政職員A 公示 5月1日 一次 6月28日 一次合格発表:7月15日 二次 8月22日 二次合格発表:9月2日	警察行政 職員A	8	(163) 286	(105) 185	64.7	(32) 51	(25) 43	(9) 11	16.8	(6) 8
	第2回警察官 警察行政職員B 公示 7月9日 一次 9月20日 9月19,21日 一次合格発表:10月14日 二次 11月20日~23日 二次合格発表:12月9日	警察官A (男性)	26	265	123	46.4	94	90	28	4.4	24
警察官A (女性)		4	74	18	24.3	9	9	4	4.5	3	
小計		30	339	141	41.6	103	99	32	4.4	27	
警察官B (男性)		39	298	211	70.8	160	145	43	4.9	39	
警察官B (女性)		7	94	58	61.7	36	35	9	6.4	8	
小計		46	392	269	68.6	196	180	52	5.2	47	
警察行政 職員B		2	(45) 59	(36) 44	74.6	(9) 9	(5) 5	(2) 2	22.0	(2) 2	
計		78	(213) 790	(112) 454	57.5	(54) 308	(49) 284	(15) 86	5.3	(13) 76	
身体障害者対象 (県職員等と同じ)	警察行政 職員	1	0	0	/	/	/	/	/		
警察官計	警察官A	(16) 110	(215) 953	(98) 545	57.2	(66) 396	(59) 356	(21) 132	4.1	(15) 94	
	警察官B	(7) 46	(94) 392	(58) 269	68.6	(36) 196	(35) 180	(9) 52	5.2	(8) 47	
	合計	(23) 156	(309) 1,345	(156) 814	60.5	(102) 592	(94) 536	(30) 184	4.4	(23) 141	
その他警察職員計		(208) 345	(141) 229	66.4	(41) 60	(30) 48	(11) 13	17.6	(8) 10		
警察合計		(517) 167	(297) 1,690	(297) 1,043	61.7	(143) 652	(124) 584	(41) 197	5.3	(31) 151	

注:( )内は、女性で内数

(5) 採用試験実施結果一覧

試験名	試験区分	25年度				26年度				27年度			
		申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者
県職員A	行政	(153) 404	(98) 276	(7) 30	(6) 24	(155) 426	(106) 288	(17) 46	(10) 35	(166) 420	(110) 280	(36) 70	(30) 57
	化学	(5) 32	(2) 21	(0) 2	(0) 1	(5) 34	(1) 22	(0) 3	(0) 3	(7) 30	(2) 16	(0) 2	(0) 1
	衛生	-	-	-	-	(10) 15	(9) 11	(3) 3	(3) 3	(13) 21	(12) 20	(3) 5	(3) 5
	農業	(13) 32	(9) 24	(1) 2	(1) 1	(14) 39	(9) 29	(2) 8	(2) 8	(18) 39	(15) 33	(4) 7	(4) 7
	土木	(8) 39	(3) 20	(3) 9	(2) 7	(1) 19	(1) 12	(0) 5	(0) 4	(2) 19	(1) 9	(0) 3	(0) 3
	農業土木	(2) 9	(0) 5	(0) 2	(0) 2	(2) 8	(2) 7	(1) 3	(1) 2	(1) 6	(1) 4	(1) 2	(1) 2
	畜産	-	-	-	-	(5) 5	(4) 4	(1) 1	(1) 1	(2) 2	(2) 2	(1) 1	(1) 1
	林業	(2) 6	(2) 6	(1) 3	(1) 3	(1) 10	(0) 6	(0) 2	(0) 2	(4) 12	(4) 10	(2) 3	(2) 3
	建築	(1) 7	(1) 5	(0) 2	(0) 2	(4) 11	(3) 10	(1) 2	(1) 2	(1) 7	(1) 4	(1) 1	(1) 1
	電気	(0) 17	(0) 13	(0) 3	(0) 3	(0) 14	(0) 11	(0) 2	(0) 2	(0) 14	(0) 9	(0) 4	(0) 4
	土木(追加)	(3) 55	(1) 40	(0) 7	(0) 7	-	-	-	-	(1) 38	(1) 22	(0) 4	(0) 2
	計	(187) 601	(116) 410	(12) 60	(10) 50	(197) 581	(135) 400	(25) 75	(18) 62	(215) 608	(149) 409	(48) 102	(42) 86
	県職員B	事務	(21) 60	(18) 50	(5) 7	(5) 7	(25) 60	(22) 53	(4) 9	(2) 6	(26) 70	(20) 61	(4) 9
土木		-	-	-	-	(0) 8	(0) 6	(0) 1	(0) 0	(0) 5	(0) 4	(0) 1	(0) 1
小計		(21) 60	(18) 50	(5) 7	(5) 7	(25) 68	(22) 59	(4) 10	(2) 6	(26) 75	(20) 65	(4) 10	(2) 7
小・中学校事務	小・中学校事務職員A	(174) 357	(122) 246	(10) 17	(7) 12	(168) 301	(102) 200	(8) 15	(7) 12	(234) 414	(135) 250	(7) 14	(5) 11
	小・中学校事務職員B	(37) 92	(29) 80	(7) 15	(7) 11	(31) 56	(28) 50	(10) 15	(6) 11	(46) 94	(45) 86	(10) 13	(6) 9
	小計	(211) 449	(151) 326	(17) 32	(14) 23	(199) 357	(130) 250	(18) 30	(13) 23	(280) 508	(180) 336	(17) 27	(11) 20
身体障害者対象	事務	(4) 16	(4) 14	(3) 4	(2) 3	(1) 11	(1) 11	(0) 5	(0) 4	(2) 14	(1) 12	(1) 4	(0) 3
	小・中学校事務職員	(4) 15	(4) 13	(0) 2	(0) 2	(1) 11	(1) 11	(1) 2	(1) 2	(2) 13	(1) 11	(0) 3	(0) 0
	小計	(4) 16	(4) 14	(3) 6	(2) 5	(1) 11	(1) 11	(1) 7	(1) 6	(2) 14	(1) 12	(1) 7	(0) 3
県職員等合計	(423) 1,126	(289) 800	(37) 105	(31) 85	(422) 1,017	(288) 720	(48) 122	(34) 97	(523) 1,205	(350) 822	(70) 146	(55) 116	

※ ( ) は女性で内数

※身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上

試験名	試験区分	25年度				26年度				27年度				
		申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	
警察官	警察官 (男性) 10月採用	A	156	113	28	26	129	87	18	17	105	67	18	15
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	警察官 (女性) 10月採用	A	31	19	6	4	35	18	5	4	29	16	5	5
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	警察官 (男性) 4月採用	A①	417	277	71	49	375	254	73	47	368	257	65	40
		A②	263	171	30	27	284	170	26	26	265	123	28	24
		B	311	219	32	29	302	224	44	38	298	211	43	39
	警察官 (女性) 4月採用	A①	126	76	15	12	117	75	15	13	112	64	12	7
		A②	62	29	7	7	66	43	7	7	74	18	4	3
		B	75	52	9	8	83	55	12	11	94	58	9	8
	計	(294) 1,441	(176) 956	(37) 198	(31) 162	(301) 1,391	(191) 926	(39) 200	(35) 163	(309) 1,345	(156) 814	(30) 184	(23) 141	
	警察行政職員	警察行政A	(245) 435	(173) 313	(20) 21	(18) 19	(213) 405	(137) 256	(7) 10	(7) 9	(163) 286	(105) 185	(9) 11	(6) 8
			(51) 78	(41) 62	(1) 3	(1) 3	(35) 55	(25) 43	(2) 2	(2) 2	(45) 59	(36) 44	(2) 2	(2) 2
		身体障害者対象	-	-	-	-	(1) 2	(1) 2	(1) 1	(0) 0	0	-	-	-
小計		(296) 513	(214) 375	(21) 24	(19) 22	(249) 462	(163) 301	(10) 13	(9) 11	(208) 345	(141) 229	(11) 13	(8) 10	
巡交視員通	交通巡視員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
警察官等合計	(590) 1,954	(390) 1,331	(58) 222	(50) 184	(550) 1,853	(354) 1,227	(49) 213	(44) 174	(517) 1,690	(297) 1,043	(41) 197	(31) 151		

※ ( ) は女性で内数

## 2 採用及び昇任の選考結果

給料表	任用級	採用						合計	昇任						合計											
		知事	教育	警察	企業局	議会	その他		知事	教育	警察	企業局	議会	その他												
行政職	9	3														3	8							8		
	8		1																						19	
	7		1																				1	39		
	6	4	9	1																					87	
	5		2																						139	
	4		3																						153	
	3	1	6	1																					85	
	2	1																							63	
	1	65	2	1																						
研究職	5																								5	
	4																								6	
	3																								4	
	2	4																							4	
	1	1																							1	
医療職(一)	4	1																							1	
	3	1																							1	
	2																									
医療職(二)	1	4																							4	
	7																								2	
	6																								4	
	5																								6	
	4																								4	
	3																								1	
	2	6																							6	
1																										
医療職(三)	6																									
	5																									
	4																								4	
	3				1																				3	
	2	5																							5	
	1																									
公安職	9																									
	8				1																				1	
	7				7																				7	
	6				9																				9	
	5				4																				4	
	4				6																				6	
	3				9																				9	
	2				2																				2	
1																										
合計		96	24	42																					162	
合計																										493
			74		82		16		4		2															671

## 第 4 章

### 給 与 関 係 業 務

## 第4章 給与関係業務

### 1 職員給与の実態

平成27年4月1日現在における一般職の職員（現業職員、企業職員等を除く。）の給与等の実態を調査した。

その結果は、次のとおりである。

#### (1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成

給料表		区分	計	性別		学歴別			
				男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	人	22,734	13,703	9,031	19,524	877	2,323	10
	構成比	%	100.0	60.3	39.7	85.9	3.9	10.2	0.0
行政職	職員数	人	4,982	3,476	1,506	3,442	383	1,148	9
	構成比	%	21.9	69.8	30.2	69.1	7.7	23.0	0.2
公安職	職員数	人	3,521	3,186	335	2,269	165	1,086	1
	構成比	%	15.5	90.5	9.5	64.4	4.7	30.8	0.0
教育職(一)	職員数	人	4,051	2,443	1,608	3,877	86	88	-
	構成比	%	17.8	60.3	39.7	95.7	2.1	2.2	-
教育職(二)	職員数	人	50	29	21	50	-	-	-
	構成比	%	0.2	58.0	42.0	100.0	-	-	-
小中教育職	職員数	人	9,627	4,277	5,350	9,417	210	-	-
	構成比	%	42.3	44.4	55.6	97.8	2.2	-	-
研究職	職員数	人	217	190	27	214	2	1	-
	構成比	%	1.0	87.6	12.4	98.6	0.9	0.5	-
医療職(一)	職員数	人	23	19	4	23	-	-	-
	構成比	%	0.1	82.6	17.4	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	人	167	82	85	144	23	-	-
	構成比	%	0.7	49.1	50.9	86.2	13.8	-	-
医療職(三)	職員数	人	96	1	95	88	8	-	-
	構成比	%	0.4	1.0	99.0	91.7	8.3	-	-

注1：再任用職員、任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

## (2) 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	22,734	42.9	20.4	353,731	9,477	4,802	368,010
行 政 職	4,982	43.3	21.1	339,033	11,002	6,404	356,439
公 安 職	3,521	38.1	16.7	320,882	12,816	5,888	339,586
教 育 職 ( 一 )	4,051	44.9	21.9	381,499	10,234	4,708	396,441
教 育 職 ( 二 )	50	42.8	19.6	374,178	10,230	5,024	389,432
小 中 教 育 職	9,627	43.2	20.3	361,296	7,166	3,478	371,940
研 究 職	217	44.0	19.4	361,160	12,993	5,190	379,343
医 療 職 ( 一 )	23	43.6	15.3	442,383	9,348	74,184	525,915
医 療 職 ( 二 )	167	44.5	19.8	346,019	7,590	3,876	357,485
医 療 職 ( 三 )	96	43.3	20.3	355,599	2,734	2,521	360,854

注：給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。



## 2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査した。その概要は次のとおりである。

### (1) 調査事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した269の事業所について調査し、調査が完結した事業所は、次のとおりである。

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所				
産 業 計		245	90	111	44
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建 設 業		13	7	4	2
製 造 業		117	40	59	18
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		44	16	19	9
卸 売 業 , 小 売 業		20	8	8	4
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		16	10	5	1
教育, 学習支援業、医療、福祉、 サ ー ビ ス 業		35	9	16	10

### (2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円				
新 卒 事 務 員	大 学 卒		189,896	195,709	186,056	178,727
	短 大 卒		171,287	174,261	169,495	164,090
	高 校 卒		157,456	159,428	156,393	152,693
新 卒 技 術 者	大 学 卒		196,177	201,461	194,292	187,033
	短 大 卒		176,321	179,511	174,780	171,758
	高 校 卒		159,852	161,374	160,663	153,953

新卒事務員 及び 新卒技術者	大学卒	192,300	197,668	189,428	182,417
	短大卒	173,454	176,281	171,948	167,797
	高校卒	158,557	160,215	158,448	153,412

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

(3) 諸手当の支給状況

ア 家族手当

その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による支給制限の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限		配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
		配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない		
84.1	(91.3)	[73.2]	[26.8]	(8.7)	15.9

注：1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない
4.4	95.6

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額	
	岡山県	全国
配偶者	14,270円	13,885円
配偶者と子1人	19,966円	19,893円
配偶者と子2人	24,957円	25,418円

注：家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

イ 住宅手当

支給の有無	事業所割合	
	岡山県	全国
支給	54.3%	49.3%
非支給	45.7%	50.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	岡山県	全国
	29,000円以上30,000円未満	30,000円以上31,000円未満

ウ 特別給（賞与及び臨時給与）

項目		区分	岡山県	全国	
			事務・技術等従業員	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A1)		327,411円	378,933円	277,186円
	上半期(A2)		326,695円	381,398円	278,433円
特別給の支給額	下半期(B1)		687,227円	793,737円	503,892円
	上半期(B2)		681,744円	811,091円	503,668円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)		2.10月分	2.09月	1.82月
	上半期(B2/A2)		2.09月分	2.13月	1.81月
	年間計		4.19月分	4.21月分	

注：下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは平成27年2月から同年7月までの期間をいう。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成27年10月6日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

(1) 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
373,189円	372,401円	788円 (0.21%)

注：民間給与、職員給与ともに、平成27年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 報告（むすび）

ア 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(ア) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っている

ことが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

本年の改定に当たっては、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に相当の差が生じている初任給を引き上げるとともに、若年層へ重点的に配分する改定を行う。その他については、給与制度の総合的見直しにより世代間の給与配分の見直しを行ったことを踏まえて改定を行うこととする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行うこととする。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

#### (イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

#### (ウ) 地域手当

地域手当の支給割合については、国家公務員の地域手当の改定に関する人事院勧告に準じて平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の支給割合は、別表第3のとおりとし、平成28年4月1日からの支給割合は、岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に定める支給割合とする。

#### (エ) 単身赴任手当

単身赴任手当については、単身赴任に伴い生じている職員の経済的負担の実情等を考慮し、国家公務員の単身赴任手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、4,000円引き上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とする。

#### (オ) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.20月分とすることとする。支給月数の引上げ分については、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、平成28年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

なお、再任用職員の勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、2.20月分とすることとし、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、3.15月分とすることとする。それぞれの引上げ分については、職員の勤勉手当に準じて配分することとする。

#### (カ) 等級別基準職務表

地方公務員法が改正され（平成28年4月1日施行）、職務給の原則の一層の徹底を図る観点等から等級別基準職務表を条例に制定することとされている。

等級別基準職務表は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号）別表第1の級別標準職務表を基本とするが、他の給料表との均衡を著しく失っている医療職給料表（三）については、法改正の趣旨を踏まえ、職務の級6級のうち総括副参事又は副参事及び総括主幹又は主幹並びに5級の保健所の困難な業務を処理する総括主任及び困難な業務を処理する主任の格付けを見直す必要がある。

なお、これに伴う医療職給料表（三）の6級及び5級在職者の号給の切替えを行い、新たな職務の級に定められる職員の受ける給料月額が当該切替えの日の前日に受けていた給料月額に達しない場合には、職員への生活への影響に配慮した措置を講ずる必要がある。また、必要に応じて当該切替えにより職員間の給料の均衡を失しないよう調整を行う必要がある。

#### ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長</li> </ul>
部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長</li> <li>・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職</li> </ul>
部 次 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者</li> </ul>
課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長</li> <li>・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
課 長 代 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・ 課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者</li> </ul>
係 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係の長及び係長級専門職</li> <li>・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者</li> </ul>
主 任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者</li> </ul>
係 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者</li> </ul>

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長		
8級	本庁部次長	課長		
7級	本庁困難課長		課長代理	支店長、工場長、部長、部次長
6級	本庁課長	課長		
5級	副参事		課長代理	課長代理
4級	主幹	係長		
3級	主任		主任	主任
2級	主事 技師	主任		
1級			係員	係員

別表第3 平成27年度の地域手当の級地別支給割合

給与条例における級地 (支給割合)	支給地	平成27年4月1日改正前 の級地 (支給割合)	改定幅	平成27年度の 地域手当の 支給割合	うち 遡及改定分
1級地 (20%)	東京都 特別区	1級地 (18%)	2	18.5%	0.5%
2級地 (16%)	大阪府 大阪市	2級地 (15%)	1	15.5	0.5
3級地 (15%)	東京都 府中市	3級地 (12%)	3	14	1
4級地 (12%)	—	—	—	—	—
5級地 (10%)	広島県 広島市	4級地 (10%)	0	10	—
6級地 (6%)	—	—	—	—	—
7級地 (3%)	岡山県 岡山市	6級地 (3%)	0	3	—

注1：「改定幅」は、給与条例における地域手当の支給割合と平成27年4月1日改正前の地域手当の支給割合との差を示す。

注2：医師等に係る地域手当の特例措置（見直し前15%）は、見直しにより16%（改定幅は1）となるが、平成27年度の地域手当の支給割合は15.5%（うち遡及改定分0.5%）である。

注3：上記以外の支給地域の級地及び支給割合については、人事委員会規則に基づき個別承認を行う。



### (3) 勸告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

#### ア 改定の内容

##### (ア) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

##### (イ) 初任給調整手当について

7) 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,300円とすること。

8) 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,500円とすること。

##### (ウ) 期末手当及び勤勉手当について

###### 7) 平成27年12月期の支給割合

a 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分(特定幹部職員にあっては、1.05月分)とすること。

b 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分(特定幹部職員にあっては、0.5月分)とすること。

c 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

###### 8) 平成28年6月期以降の支給割合

a 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分(特定幹部職員にあっては、1.0月分)とすること。

b 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分(特定幹部職員にあっては、0.475月分)とすること。

c 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

##### (エ) 等級別基準職務表

等級別基準職務表を制定すること。医療職給料表(三)の等級別基準職務表については、6級のうち総括副参事又は副参事及び総括主幹又は主幹並びに5級の保健所の困難な業務を処理する総括主任及び困難な業務を処理する主任の格付けを見直すこと。

#### イ 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、アの(ウ)の7)について

ては平成27年12月1日から、アの(ウ)のイ)及び(エ)については、平成28年4月1日から実施すること。

#### 4 勧告実施の状況

等級別基準職務表については、勧告のとおり行うこととし、当局と組合との交渉の結果、医療職給料表(三)の等級別基準職務表については、当該見直しの対象となる職員に対するいわゆる現給保障措置については、平成32年度までの5年間は、平成28年3月31日の給料月額との差額を給料として支給することとし、平成33年度は4分の1を減じた額を、平成34年度は4分の2を減じた額を、平成35年度は4分の3を減じた額をそれぞれ支給することとし、平成36年度以降は支給しないことで妥結し、条例改正が行われた。

別記(抄)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	1	145,800	196,300	232,700	266,200	292,500	323,300	367,600	413,200	463,500
	2	146,900	198,100	234,300	268,200	294,700	325,500	370,200	415,600	466,600
	3	148,100	199,900	235,800	270,000	297,000	327,800	372,700	418,100	469,600
	4	149,200	201,600	237,400	272,100	299,200	330,000	375,300	420,500	472,600
	5	150,400	203,200	238,900	274,000	301,200	332,300	377,400	422,400	475,600
	6	151,500	205,000	240,600	275,900	303,500	334,300	379,900	424,700	478,600
	7	152,600	206,800	242,100	277,900	305,800	336,500	382,200	426,800	481,600
	8	153,700	208,600	243,700	280,000	308,100	338,700	384,700	429,000	484,700
	9	154,800	210,200	245,200	282,100	310,200	340,800	387,200	431,000	487,400
	10	156,200	212,000	246,700	284,100	312,500	343,000	389,900	433,100	490,500
	11	157,600	213,800	248,300	286,200	314,700	345,100	392,500	435,200	493,500
	12	158,900	215,500	249,800	288,300	317,000	347,300	395,200	437,300	496,600
	13	160,200	217,100	251,300	290,300	319,200	349,300	397,600	439,000	499,300
	14	161,700	219,000	252,800	292,400	321,300	351,300	399,900	440,800	501,600
	15	163,200	220,900	254,200	294,400	323,500	353,400	402,100	442,800	503,900
	16	164,800	222,800	255,600	296,500	325,600	355,400	404,500	444,800	506,200
	17	166,200	224,400	257,100	298,500	327,700	357,300	406,300	446,700	508,300
	18	167,700	226,100	258,900	300,500	329,700	359,300	408,300	448,500	509,700
	19	169,200	227,700	260,600	302,600	331,800	361,100	410,200	450,300	511,200
	20	170,700	229,300	262,400	304,600	333,800	363,000	412,000	452,000	512,600
	21	172,100	230,800	264,100	306,700	335,800	365,000	413,900	453,800	513,800
	22	174,800	232,500	265,900	308,800	337,900	366,900	415,700	455,300	515,200
	23	177,500	234,100	267,700	310,800	339,900	368,900	417,500	456,700	516,700
	24	180,200	235,700	269,400	312,900	342,000	370,800	419,400	458,200	518,200
	25	182,900	237,100	271,400	314,700	343,600	372,800	421,200	459,600	519,300
	26	184,600	238,600	273,300	316,800	345,500	374,700	422,700	460,900	520,400
	27	186,300	240,100	275,100	318,900	347,400	376,700	424,200	462,200	521,600
	28	188,000	241,400	277,000	320,900	349,300	378,700	425,800	463,400	522,800
	29	189,500	242,700	278,700	322,900	351,000	380,200	427,400	464,400	523,800
	30	191,300	243,900	280,600	324,900	352,900	382,000	428,700	465,100	524,700
	31	193,100	245,000	282,500	327,000	354,800	383,800	430,000	465,900	525,600
	32	194,700	246,200	284,300	329,100	356,600	385,400	431,200	466,600	526,500
	33	196,300	247,500	286,000	330,600	358,500	387,200	432,400	467,300	527,300
	34	197,800	248,800	287,900	332,600	360,300	388,600	433,700	468,100	528,200
	35	199,300	250,000	289,700	334,500	362,100	390,100	435,000	468,800	528,900
	36	200,700	251,300	291,600	336,600	363,800	391,700	436,200	469,400	529,400
	37	202,000	252,300	293,300	338,500	365,200	393,100	437,400	469,900	530,100
	38	203,300	253,700	295,000	340,400	366,500	394,300	438,200	470,500	530,700
	39	204,600	255,200	296,800	342,400	367,900	395,500	439,000	471,100	531,500
	40	205,900	256,700	298,600	344,300	369,300	396,600	439,800	471,700	532,100
	41	207,100	258,100	300,300	346,200	370,600	397,700	440,400	472,200	532,600
	42	208,400	259,500	302,000	348,100	371,500	398,900	441,100	472,700	
	43	209,600	260,900	303,700	349,900	372,600	400,100	441,800	473,100	
	44	210,800	262,300	305,300	351,800	373,700	401,200	442,500	473,400	
	45	212,000	263,500	307,000	353,300	374,500	401,900	443,300	473,700	
	46	213,300	264,800	308,700	354,700	375,400	402,600	444,100		
	47	214,500	266,200	310,300	356,200	376,300	403,300	444,500		
	48	215,700	267,600	312,000	357,700	377,200	404,000	445,200		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	49	216,800	268,900	313,200	359,300	378,100	404,600	445,700		
	50	217,900	270,000	314,700	360,100	378,900	405,200	446,100		
	51	218,900	271,300	316,200	361,300	379,700	405,700	446,500		
	52	220,000	272,600	317,800	362,300	380,500	406,100	446,900		
	53	221,000	273,700	319,400	363,200	381,200	406,500	447,300		
	54	221,900	274,800	321,000	364,300	381,900	406,800	447,700		
	55	222,600	276,100	322,600	365,200	382,600	407,100	448,100		
	56	223,500	277,400	324,100	366,300	383,300	407,400	448,400		
	57	224,200	278,500	325,600	367,200	383,800	407,700	448,700		
	58	225,100	279,500	326,800	367,900	384,400	408,000	449,100		
	59	226,100	280,600	328,000	368,600	385,000	408,300	449,400		
	60	227,000	281,700	329,200	369,300	385,700	408,600	449,700		
	61	227,800	282,900	329,900	369,700	386,100	408,900	450,000		
	62	228,800	283,900	330,800	370,300	386,800	409,200			
	63	229,600	284,800	331,600	371,000	387,400	409,500			
	64	230,400	285,800	332,400	371,700	388,000	409,800			
	65	231,100	286,600	333,300	372,000	388,400	410,100			
	66	232,000	287,500	333,700	372,700	389,000	410,400			
	67	232,900	288,200	334,400	373,400	389,600	410,700			
	68	233,800	289,100	335,200	374,100	390,200	411,000			
	69	234,600	290,100	336,000	374,400	390,600	411,200			
	70	235,200	290,900	336,700	375,000	391,100	411,500			
	71	235,800	291,700	337,400	375,700	391,600	411,800			
	72	236,500	292,500	338,100	376,300	392,200	412,100			
再任用職員以外の職員	73	237,100	293,300	338,600	376,600	392,500	412,300			
	74	237,700	293,800	339,200	377,200	392,900	412,600			
	75	238,300	294,200	339,700	377,900	393,300	412,900			
	76	239,000	294,700	340,300	378,500	393,700	413,100			
	77	239,700	294,800	340,600	378,900	394,000	413,300			
	78	240,500	295,200	341,100	379,400	394,300	413,600			
	79	241,300	295,400	341,500	380,000	394,600	413,900			
	80	242,100	295,800	342,000	380,500	394,900	414,100			
	81	242,800	296,000	342,400	381,000	395,100	414,300			
	82	243,500	296,200	342,900	381,600	395,400	414,600			
	83	244,200	296,600	343,400	382,100	395,700	414,900			
	84	244,900	296,900	343,900	382,400	395,900	415,100			
	85	245,600	297,200	344,200	382,800	396,100	415,300			
	86	246,300	297,500	344,600	383,300	396,400				
	87	247,000	297,800	345,100	383,700	396,700				
	88	247,700	298,200	345,500	384,100	396,900				
	89	248,400	298,500	345,800	384,500	397,100				
	90	248,900	298,900	346,200	385,000	397,400				
91	249,400	299,200	346,700	385,400	397,700					
92	249,900	299,600	347,100	385,800	397,900					
93	250,200	299,700	347,300	386,100	398,100					
94		299,900	347,700							
95		300,300	348,200							
96		300,700	348,600							
97		300,900	348,700							
98		301,200	349,200							
99		301,600	349,600							
100		302,000	349,900							

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	101	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	102		302,200	350,200						
	103		302,500	350,600						
	104		302,900	351,000						
			303,200	351,400						
	105		303,400	351,900						
	106		303,700	352,300						
	107		304,100	352,700						
	108		304,400	353,100						
	109		304,600	353,600						
	110		305,000	354,000						
	111		305,400	354,300						
	112		305,700	354,600						
	113		305,800	355,100						
	114		306,100							
	115		306,400							
	116		306,800							
	117		307,000							
	118		307,200							
	119		307,500							
	120		307,800							
	121		308,200							
	122		308,400							
	123		308,700							
	124		309,000							
125		309,300								
再任用職員		190,200	218,000	260,300	279,700	294,800	320,200	361,900	395,000	446,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 第 5 章

### 勤務条件関係等業務

## 第5章 勤務条件関係等業務

### 1 勤務条件

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）を次のとおり改正した。

特別休暇の健康支援休暇のうち、不妊・不育治療のための休暇について、職員が働きながら子を生み育てやすい環境の整備を一層図るため、職員が不妊症又は不育症のため治療を必要とする場合、従来の付与日数の5日に1日加え、6日とした。（適用：平成28年1月1日）

### 2 服 務

職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和26年岡山県人事委員会規則第13号）を次のとおり改正した。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正に伴い、字句の修正を行った。（適用：平成28年4月1日）

### 3 その他

（1）職員の退職管理に関する規則（平成28年岡山県人事委員会規則第5号）を次のとおり制定した。

職員の退職管理に関する条例の制定に伴い、同条例の施行に必要な事項を定めた。（適用：平成28年4月1日）

（2）職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）を次のとおり改正した。

児童福祉法等が改正されたことを受け、非常勤職員の育児休業の承認に係る、子の1歳到達日後に継続的な勤務のための期間の延長（1歳6か月に達する日までの間）が、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合について、児童福祉法に規定する保育所等の定義の変更に合わせ改正した。（適用：平成28年3月4日）

（3）公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岡山県人事委員会規則第2号）を次のとおり改正した。

任命権者が職員を派遣することができる公益的法人等を追加した。（一般社団法人せとうち観光推進機構）（適用：平成28年4月1日）

## 第 6 章

### 公平審査関係業務



## 第6章 公平審査関係業務

### 1 勤務条件に関する措置要求

- (1) 平成27年度において判定したもの …… なし
- (2) 平成27年度において審査したもの …… なし
- (3) 平成27年度において却下したもの …… 1件
- (4) 平成27年度において取下げのあったもの …… なし

### 2 不利益処分に関する不服申立て

- (1) 平成27年度において裁決したもの …… 4件

平成25年第2号不服申立事案	
1 処分者	県警察本部長
2 処分の内容	懲戒停職処分(6月)
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成25年11月15日
口頭審理	1回
裁決年月日	平成27年6月9日
裁決内容	処分承認

平成26年第1号不服申立事案	
1 処分者	県教育委員会
2 処分の内容	懲戒免職処分
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年4月16日
口頭審理	1回
裁決年月日	平成27年5月25日
裁決内容	処分承認

平成26年第4号不服申立事案	
1 処分者	県警察本部長
2 処分の内容	辞職承認処分
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年9月24日
口頭審理	1回
裁決年月日	平成27年7月14日
裁決内容	処分承認

平成 26 年 第 7 号 不 服 申 立 事 案	
1 処 分 者	受託団体の長
2 処分の内容	懲戒免職処分
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年10月31日
裁 決 年 月 日	平成27年 4 月14日
裁 決 内 容	処分承認

(2) 平成27年度において審査したもの …… 7件（上記裁決をしたものを含む。）

平成 26 年 第 2 号 不 服 申 立 事 案	
1 処 分 者	県警察本部長
2 処分の内容	懲戒減給処分（100分の10、6月）及び分限降任処分
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年 5 月10日

平成 26 年 第 5 号 不 服 申 立 事 案	
1 処 分 者	受託団体の長
2 処分の内容	懲戒停職処分（6月）
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年10月 6 日
取り下げ年月日	平成27年12月 3 日
※	平成26年第 6 号不服申立事案と併合審査

平成 26 年 第 6 号 不 服 申 立 事 案	
1 処 分 者	受託団体の長
2 処分の内容	懲戒停職処分（6月）
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年10月 6 日
取り下げ年月日	平成27年12月 3 日
※	平成26年第 5 号不服申立事案と併合審査

(3) 平成27年度において却下したもの …… なし

(4) 平成27年度において取り下げのあったもの …… 2件

(5) 平成27年度において打ち切ったもの …… なし

### 3 苦情処理

平成27年度において苦情相談があったもの …… 11件

(単位：件)

事項	処理 制度説明	アドバイス	当局に伝達	調査申入れ	その他	計
任用関係			3			3
給与関係			2			2
勤務条件		1				1
福利厚生						
いじめ等		3				3
その他	1				1	2
計	1	4	5		1	11

### 4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

平成28年3月31日現在の受託団体は次のとおりである。

団体の種類	団 体 数	計
市	井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市（10市）	59団体
町 村	和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西粟倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町（県内全12町村）	
一部事務組合	専任の職員を置いているすべての組合（37一部事務組合）	

## 第 7 章

### 職員団体関係業務

## 第 7 章 職員団体関係業務

### 1 職員団体の登録

#### (1) 県関係

平成27年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（4件）。

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
1	岡山県職員労働組合	27. 7. 2	役員変更
2	岡山県教職員組合	27. 5. 1	役員変更
3	岡山県高等学校教職員組合	27. 4. 9 27. 5. 1	役員変更 役員変更

#### (2) 受託地方公共団体関係

ア 平成27年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体は次のとおりであった。

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
12	矢掛町職員組合	28. 1. 12	登録取消し

イ 平成27年度に登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（13件）。

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
6	浅口市職員労働組合	27. 10. 13	役員変更
33	浅口市職員組合	27. 10. 13	役員変更
36	自治労早島町職員組合	27. 7. 27	役員変更
44	新見市職員労働組合	27. 8. 12	役員変更
48	総社市職員組合	27. 9. 15	役員変更
50	自治労新見市職員組合	27. 6. 11	規約変更
51	美咲町職員労働組合	27. 8. 12	役員変更
52	真庭市職員労働組合	27. 8. 28	役員変更
54	高梁市幼児教育教職員組合	27. 4. 16 27. 5. 1	規約変更 役員変更
55	井原市幼児教育教職員組合	27. 4. 9	役員変更
56	総社市幼児教育教職員組合	27. 4. 16 27. 4. 16	規約変更 役員変更

## 2 管理職員等の範囲の指定

### (1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月 日 及び番号
知 事 部 局	本 庁	産業戦略監 副参事（庁舎管理班に 属する者で庁舎管理の 企画立案の事務を行う もの）	審議監 主任（庁舎管理班に属する 者で庁舎管理の企画立案の 事務を行うもの） 主事（行政改革推進室に属 する者）	職の新設 及び廃止	27. 3. 31 規則第20号
	県 民 局		総括主幹（地域総務課に属 する者）	職の廃止	
	環 境 保 健 セ ン ター		参事	職の廃止	
教 育 委 員 会	教 育 庁		教育長	一般職か ら特別職 へ変更	

(2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

公共団体	機 関		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
井原市	市長部局	本庁	監	危機管理監 地域医療監	職の新設 及び廃止	27. 6. 23 規則第21号
総社市	市長部局	本庁	政策調整課主査	企画調整係長	職の新設 及び廃止	
		保育所 (園)		所(園)長	組織の廃 止	
	教育委員会	事務局	参与 庶務課主査	庶務係長	職の新設 及び廃止	
		認定こども 園	園長		組織の新 設	
		保育所	所長		組織の新 設	
高梁市	市長部局	本庁	主査(秘書係、職員係及び財政 係に属する者に限る。) 主任及び主事(職員係 に属する者に限る。)	財政係主任 職員係主任 主事(職員係に属する者に 限る。)	職制の変 更	
		地域局	局長補佐	課長	職の新設 及び廃止	
		病院	事務局次長 地域連携室長 総務係長	庶務係長	職の新設 及び廃止	
		鶴寿荘	副所長		職の新設	
		訪問看護ス テーション	所長		組織の新 設	
		認定こども 園	園長		組織の新 設	
		児童館		館長	職の廃止	
		働く婦人の 家		館長	職の廃止	
		労働会館		館長	職の廃止	
		教育委員会	事務局		総務係主任	職の廃止
	公民館			館長	職の廃止	
	市民体育館			館長	職の廃止	
	勤労青少年 ホーム			館長	職の廃止	

	監査事務局		次長		職の新設
新見市	市長部局	認定こども園	園長 次長 主幹		組織の新設
赤磐市	市長部局	本庁	政策監 副参事（秘書広報班に属する者に限る。） 主査（総務人事班に属する者に限る。）	副参事（総務人事班に属する者に限る。）	職の新設及び職制の変更
真庭市	市長部局	本庁	上級主事（総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うもの、総合政策課に属する者で行政改革の事務を行うもの及び秘書広報課に属する者で秘書の事務を行うものに限る。）	上級主事（総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うもの及び秘書広報課に属する者で秘書の事務を行うものに限る。）	職制の変更
		支局		支局長 課長	組織の廃止
		こども園	園長		組織の新設
美作市	市長部局	本庁	総合戦略監 危機管理監 主査（人事給与係及び財政係に属する者に限る。） 主任（人事給与係及び財政係に属する者に限る。） 主事（人事給与係及び財政係に属する者に限る。）	管理監 検査監 行財政改革推進係長 主査（人事給与係、財政係及び行財政改革推進係に属する者に限る。） 主任（人事給与係、財政係及び行財政改革推進係に属する者に限る。） 主事（人事給与係、財政係及び行財政改革推進係に属する者に限る。）	職の新設及び廃止 組織の廃止 職制の変更
和気町	町長部局	本庁	総務人事係長 企画財政係長	総務係長 人事係長 財政係長	職の新設及び廃止



## 第 8 章

### 労働基準監督機関関係業務

## 第 8 章 労働基準監督機関関係業務

### 1 労働基準監督機関職権行使者

労働基準監督機関の職権は、平成26年10月13日人事委員会の決議により、秋山委員に委任されている。

### 2 労働基準法別表第 1 の事業区分

次の事業所の廃止に伴い、事業区分から削除するとともに、岡山労働局長に報告した。

区 分	名 称	号 別	決定年月日	備 考
知事部局	岡山県中小企業労働相談所	その他	28.3.24	

### 3 労働基準法に基づく諸届の受理等

平成27年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
時間外労働、休日労働に関する協定の締結届	94	年度当初91件、変更 3 件
解雇予告除外認定	3	

### 4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

平成27年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
衛生管理者等選任報告	26	衛生管理者25件、産業医 1 件  工業用 X 線回折装置 (一社) 日本ボイラ協会委託分 14 件 (一社) 日本クレーン協会委託分 4 件
健康診断結果報告	1	
労働者死傷病報告	2	
機械等設置届	1	
特定機械等の性能検査実施	18	
ボイラ一廃止報告	1	
第一種圧力容器設置報告	1	
第一種圧力容器休止報告	1	